



お葬式の香典、花輪、供花



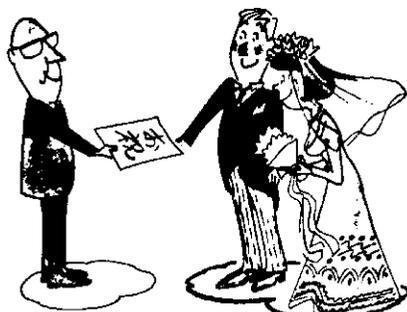
お祭りなどの寄付、お酒など



落成式や開店祝いの花輪



お中元やお歳暮

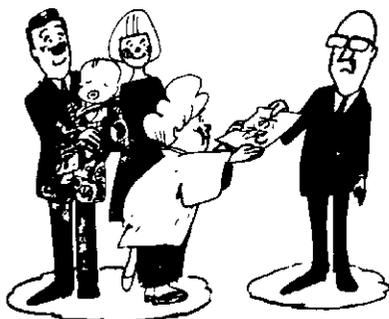


結婚のお祝い金やお祝い品

きれいな選挙を  
 こういうことは  
 法律で禁止されています



食事やおみやげ



(1) 出産・入学・卒業の  
お祝い品やお祝いのお金



集会などの飲食代



団体旅行の寄付や差し入れ



旅行のお饂別

報 廣  
 ま  
 つ  
 だ  
 い

昭和51年11月10日発行  
 第204号  
 新潟県松代町公民館  
 電話松代 7-2301番  
 印刷・松代印刷所

# 公職選挙法における

## 寄付の禁止について

「金のかかる選挙」から「きれいな選挙」への転換を主眼として改正された公職選挙法が、昭和五十年十月から施行され一カ年が経過されました。

改正の内容については、昨年本紙広報まつだい等でその周知を図り、また、テレビ、新聞等マスコミによっても再三報道されてきたところですが、いまだに改正の内容が選挙人全体に浸透していないむきもあり、質問や批判があとを絶たない現状です。そこで特に問題の多い、改正された寄付の禁止のことについて説明いたします。

### 一、候補者等の寄付の禁止

候補者等（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職にある者をいいます。以下同じ）は、次の場合を除いて選挙に関するのと否とを問わず、また、どのような名目であっても選挙区内にある者に寄付をすることができません。

なお、選挙人も候補者等に対して寄付を勧誘したり、要求することとは禁止されています。（親族がする場合は除かれます。）

◎候補者等が寄付のできる場合。  
(1) 政党その他の政治団体又はその支部に対する場合。

(2) 候補者等の親族（六親等内の血族、三親等内の姻族）に対してする場合。

(3) 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行なう講習会、その他の政治教育のための集会に必要やむを得ない実質の補償としてする場合。ただし、この場合でも単なる政治教育に名をかりたり、政治教育以外の不純な動機が含まれているもの（演芸づきの国会報告会、温泉招待づきの集会等）は該当しません。また実費の補償でも選挙区外で行われたり、選挙が近づいた一定の時期に行われるものについては禁止されません。

例えば、候補者等が選挙区内に

ある者に対して次のようなことをすることは、寄付として禁止されています。

- ① 中元や歳暮を贈ったり、餞別や入学祝等を贈ること。
  - ② 選挙区からの国会見学者や陳情者に食事を提供したり、みやげを持たせること。
  - ③ 名前や写真入りのうちわやカレンダーを配布すること。
  - ④ 他の選挙の候補者等に政治献金や陣中見舞をすること。
  - ⑤ 行事に招かれたとき、会費以外に包み金を置くこと。
  - ⑥ お祭りのときに、金銭や花火を寄付すること。
  - ⑦ 候補者等の財源で、配偶者や後援会の名義を用いたり、匿名で寄付すること。
- 二、候補者等が関係する会社等の寄付の禁止

## 交通事故と犯罪防止

### にご注意を

また冬將軍がやってきました。これからは路上の凍結や暗い夜が多くなるとともに、飲酒の機会が多くなります。みんな注意して交通事故と犯罪防止につとめましょう。

#### !! スリップ事故の防止 !!

- 。車に必ず滑り止めのある雪道用タイヤを取りつけましょう。
- 。チェーンを着装しましょう。
- 。適切な車間距離を保ち安全速度で走りましょう。

#### !! 飲酒運転をやめましょう !!

忘年会、久しぶりに来たのだから、つきあいではないか、少しぐらいなら、などと酒を飲んで運転しないように。

酒を飲むと、気が大きくなる動作がよくなる、見える範囲がせまくなる、注意力がなくなる、めんどくさくなる等、物事を判断することが鈍ります。飲酒運転はやめましょう。!!

#### !! 子どもの安全保護を !!

候補者等が役員又は構成員になつてくる会社、その他の法人又は団体が選挙区内にある者に対してこれらの候補者等の氏名を表示したり、又は類推されるような方法で寄付をする場合も、政党や政治団体に対してする場合を除いて禁止されています。

### 三、候補者の氏名を冠した団体の寄付の禁止

候補者等の氏名が表示されたり又は類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、選挙に際し選挙に関することを動機にして選挙区内にあるものに対して寄付をすることは政党や政治団体に対してする場合を除いてできないこととなります。

四、そのほかにも後援団体や国・地方公共団体等と特別の関係がある者が寄付をすることについても規制があります。詳しいことについては、選挙管理委員会におたずねください。

。事故の発生につながるような状態を見たら注意を与えましょう。

。危険な状態の人がいたら、徐行し、警笛をならし車の通ることを知らせましょう。

#### !! 歩行者は次の事を注意しましょう !!

- 。歩道のない所は右側の端を通行いたしましょう。
- 。車が来たらず早く安全な場所へよけましょう。
- 。道路の両側によけるのはやめましょう。
- 。信号機をよく見て安全を確かめて（信号機のないところは特に注意）早く横断いたしましょう。
- 。斜め横断はいけません。
- 。服装は明るい色物を着て目立つようにしましょう。

#### 年末防犯

!! 現金の保管は確実に !!  
。必要以上の現金は家に置いて持ち歩かないように。  
。金は金庫に入れるか、ドロボーに気づかれないよう保管を考えましょう。  
。印鑑と通帳は別に保管する。  
。暴力は見て聞いても警察へ!!  
。言いがかりをつけられないよう自身で注意を、暴力に合ったら警察へ連絡しましょう。

# 第一回

## 老人大スポーツ大会

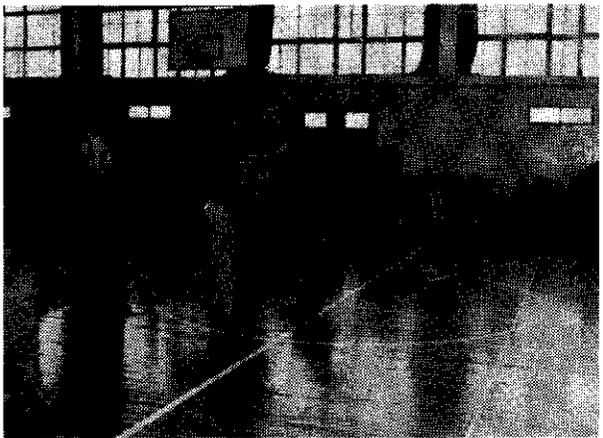
### 喜ぶ老人・張り切る老人

松代町では、春以来老人生きがい対策推進事業（レインボープラン）と取り組み、陶芸教室、園芸教室、民芸教室、教養講座、軽スポーツの普及などをすすめて来ました。今回の老人スポーツ大会は、この中の健康増進対策の一環で、軽スポーツ普及の成果を確かめ発表する機会を設けるために開催したものです。

大会は十月三十一日に松代高校体育館をお借りして実施しましたが、選手三百人、応援を含めて五百人が参加、空前の大スポーツ大会となりました。

当日は日曜日でしたが、東頸城社会福祉事務所の大泉所長、町の鈴木助役も出席、社会課職員総出で運営に当りましたが、何しろ、大量参加の老人選手の大張り切りに役員も押され気味。

ルール違反も愛きょうのひとつですが「パン喰い」競争が、しいには「パン取り」競争に変化したとの批評もありましたが、とにかく一人の事故者もなく無事終了参加した老人から、ほんとに楽しかった、是非来年もやって欲しいの声が続出。



→ 輪投げ競技



→ 風船割り競技



玉送り競技



← ピゲン競技

## 戸籍謄(抄)本の請求は 使用目的を明らかに

### 戸籍法の改正

来る十二月一日から戸籍謄(抄)本の交付請求のしかたが改正されます。

改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。

今後、他人の戸籍や除籍の謄(抄)本を請求するときは、「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくこととなります。もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、

これに応じられないこととなります。また、戸籍の閲覧は、できなくなります。

なお、郵便で請求する場合の手数料は、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。

#### 御注意

本人といつわったり、うその事由を示して、戸籍の謄(抄)本の交付を受けたときは、過料に処せられることがあります。

# 脳卒中を防ごう

冬は脳卒中中のシーズンです。自分が、家族が倒れないように、特に寒さと塩分に注意して下さい。

## 冬を暖く

冬の寒さ、夏の暑さから身を守ることにより寝たきりは防げると養護老人ホームの先生は言われます。それ位気温の急な変化は、私達の体に大きく影響します。寒いと皮膚の血管は収縮して血圧を上げ心臓に負担をかけます。又、内臓の炎症を高め胃や十二指腸潰瘍の誘因になるともいわれています。特に血圧の高い人は一枚よけい着て、暖くして下さい。

間仕切り、カーテン、スキマ風の防止、暖房等各自がもう一工夫してみましよう。

冬は暖房で部屋の空気も汚れます。換気で失われる熱量は床や窓の自然換気の八分の一でしかありません。時々換気して下さい。

## 塩をへらそう

十月に松代町で二部落三七世帯の味噌汁の塩分調査を行いました。最高一杯の味噌汁で五グラム平均で二・七グラムの塩分が含まれていました(健康な成人の一日の塩分量は十五グラムです)。味噌汁がしょっぱいということは他のおかずもしょっぱいということではないでしょうか。塩けが多ければ水分もたくさんほしくなります。水は竹筒のように口からすぐオンツコになって出るのでありません。とりすぎると必ず心臓や腎臓に負担をかけます。出来るだけ塩分を少くするように心掛けて下さい。

## 酒

はしご酒、大とらで寒い風にあたるのは脳卒中を招くようなものです。

晩酌はゆっくり家でのみましよう。一合が適量といわれています。精々二合を越えないようにして頂きたいものです。

肝硬変は女より男に多く、而も酒の量と比例して高くなっていきます。又、アルコール中毒の人も年々ふえています。これらの事も考えて酒は楽しく健康的にのむことにしましょう。

## 煙草

たばこを吸うことは、そばに居る吸わない人まで巻添えにするといわれます。たばこの煙のある所にいると吸わない人でも血液や尿から測定可能なニコチンが検出されるといえます。四畳半の密閉した部屋で、セブンスターを十本吸うと一酸化炭素の濃度が環境基準の三倍になるといわれます。

たばこの煙の立ちこめた会議室や汽車の中にいると吸わない人も一時間当り三〜五ミリグラムのニコチンを吸うだろうといわれます。日本の紙巻たばこ一本の煙の中に含まれるニコチンの量は平均一・三グラムです。

たばこを吸う人は、出来るだけ本数を少くすること、病人や乳幼児のそばでは吸わないようにしましょう。

以上のことに御注意下さると共に治療をしている人は医師の指示を守り、自分勝手に服薬中止をしないようにして下さい。

又、受診するようにとの結果通知をもらった方は放つとかないで必ず医師の診察をうけて下さるようお願いいたします。

## 戸籍の窓口から

十月受付分 (受付順)

二けつ二ん  
おめでとう



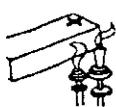
山本幸隆・桜沢広子 犬伏 田方  
池田 修・市川美智子 田野倉村上  
横尾達治・佐藤美智子 峠ばんや

おたんじょう  
おめでとう



若月秋人 父三秋 母正美 長男 犬伏  
柳 宏樹 父貞善 母二三枝 長男 芋島元衛門  
小野 嶋慎介 父哲雄 母文子 長男 会沢 南屋  
小島千恵子 父正人 母秋江 二女 犬伏三藤屋  
佐藤孝明 父信一 母茂子 長男 竹所 前田

おくやみ  
(死亡)



関谷カメ 八八才 松代 善屋  
小島己吉 五四才 犬伏 彦兵エ  
中村長六 七三才 清水 長甚  
山賀ラク 八二才 池之畑 泉や  
山岸トイ 八二才 蒲生 坂ノ下  
若月サン 七六才 海老 大門  
斎藤ヨシ 五五才 片桐山 向い  
佐藤栄造 六三才 室野 薬屋  
山岸虎蔵 六三才 峠 相沢  
小界為義 七六才 室野 宝屋

## 人口のうごき (11月1日現在)

世帯数	2,050	(-11)		
人口	4,018	(-8)		
男子	4,048	(-16)		
女子	8,066	(-24)		
出生	5		死亡	10
転入	10		転出	29
増減	15		減計	39



## 儀明薬師伝承

当山の御堂の、米山薬師如来分家儀明薬師と申し奉る。数百年前、越前の洲、泰澄禅師が当山に薬師如来を奉る為にお休みになられた。その時、はるか彼方に霧の中からむくむくと、山が高高と見えた。あれが薬師如来の奉る御堂の山である。それが現在の米山である。泰澄禅師はお休み料として儀明

薬師付近一带に、トウキの種を御まきになり米山に去られた。それ以来、米山薬師の分家であるという事で、住民の何よりの信仰の的であった。

昭和五十一年九月、新めて米山薬師別当米山寺密蔵院より、米山薬師分家の御すみ付のかけじくを御受け奉った次第である。

### 将来展望台を建設

#### 当町の名所に

また、山頂近い薬師堂のとなりは、一望八方尾根を見おろせる一大景勝の地であり、展望台を建設して当町の名所とすべく努力し、区長をはじめ区民一体となり、関係機関に陳情を致し早期実現をお願いしております。



当山に古来より薬師如来様の石造があり通称「薬師様」と呼び、例年四月八日に初登山初詣を行なう。

誰もが、「この霊験あらたかな如来様を風雪にさらしておくのはもったいない」と痛切に感じ中には、「せめて小さくても御堂の建立ができないものか」と信仰深い区民の声があった。

# 区民の協力で 儀明薬師堂完成

その時節到来とでも申すかの如く、昭和50年、小堺長四郎氏以下十二名が話し語り合い、意見一致を見て発起人になり薬師堂の建立を決定。区民の理解と協力を求め、手分けして寄進に戸別訪問を行なう、一人の反対者もなく予定以上の寄付金を得て、発起人の意気も益々盛上り早期に御堂建立に着手することになった。

まず、参道開発を手はじめに、各地主のお許を得て道路を山頂まで開発し資材運搬を容易にした。本年九月竣工までの間、幾多の困難を克服し、その完成を見たことは区民と発起人共々の喜びでありました。

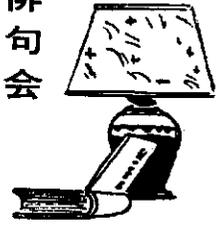
## 俳句

### 薬師句会

十月分から

- 肩にきて 人なつかしや 常人
- 赤とんぼ 早く過ぎさる 信勝
- 暮れる日の 野はたそがれの 小久
- 秋の陽を うけてさやかに 雪男
- 秋の陽を うけてさやかに 雪男
- 稲を刈る 手をやすめれば 山石
- 影長し 小川の水も 山石
- さむざむと 月をながめて 芳野
- 十五夜の 虫の声 芳野
- まだ咲かぬ 菊台風に 真
- 折られけり こおろぎ鳴いて 竹野
- 庭のすみ 秋ふかし 竹野
- 冷害の 稲刈る夫の 思案顔
- 彼岸すぎ 色づきそめし 丸丹坊
- 庭の柿 鳴く音聞きつゝ 丸丹坊
- 鈴虫の 寝に就く 丸丹坊
- 夕闇に 鴨なき渡る 秋となる 万上
- 薬師峰 夕焼け空に 野うさぎ
- 浮き上がる 野うさぎ 野うさぎ
- 野に山に 秋の七草 藤栄
- 咲きにけり 似合う地下たび 藤栄
- 草刈りに 手に軍手 朴仁
- 風鈴に 思いうかべる 中尊寺
- 庭の秋 色とりどりの 柳水
- 花咲きぬ 髪にさしたる 陽一
- りんどうを 子の愛し 素良

# 文芸



## しぶみ俳句会

春山他石先生選  
10月3日 於・山平旅館

抗帽に拾いためたりくるみの実  
晴れ三日夜目にもしくる稲架匂ふ  
鉄索に稲運ぶ谷空くらし  
道曲がるさまに曲りて稲架かかる  
たつぢ  
萩の花手折りし人のあとに蹤く  
萩の花咲くこの道のあたたくく  
山峡のふるさと萩のさかりにて  
正太郎  
蟬しぐれあびつつ蜘蛛のお産すむ  
わくら葉の落ちはじめたる寺の坂  
芳平  
遠目にも漆とわかる紅の濃き  
芳平  
鶏頭の紅鮮かに咲き盛る  
大藁屋段々減りて秋深し  
秋茄子の小さぶにしまる濃紫

曲り家のまたこわされし秋桜  
六花  
稲架襖窓の景色のさえぎらる  
待ちし風呂湯加減もよし虫も鳴き  
紅茶  
稲架掛けの終れば月の光かな  
早稲中稲不作と決り晩稲刈る  
淡水  
八十の母にゆだねし小豆もみ  
ひしの実も小さき不作の年なれば  
枯水  
空稲架に忘れ義あり雨上がる  
二握りほどの間引き菜妻の手に  
静風  
水寒しプール秋燕影落す  
公明  
新藁の煙棚引く鶏足山  
艶なし稲穂に山の雨続く  
立石  
うろのぎし大根の葉のうまくなり  
八千代  
背なに鍋子の手を引いて登高す  
潘舟  
風鈴ひとつ  
西潟まさを  
北上川の川沿を往くバスにゆられ

## 世界一流選手による 模範試合・実技指導会のおしらせ!!

- 1.日時 51年11月27日(土)午後1時より  
2.会場 松代高等学校体育館  
3.選手 桐野尾昌一 全日本・トーマス(世界)代表選手  
1974年度 全日本総合単2位複1位混合複1位  
1975年度 全日本実業団、社会人各複1位  
1976年度 全日本実業団複、混合複各1位  
飯野佳孝 全日本・トーマス杯代表選手  
1975年度 全日本総合、実業団、社会人各複1位  
1976年度 全日本実業団複1位  
桐野尾悦子(旧姓竹中) 全日本ユニバー杯(世界)代表選手  
1974年度 全日本総合単3位、複2位、混合複1位  
1975年度 全英選手権(世界)全日本総合各複1位  
1976年度 全日本実業団単3位、混合複1位  
陣内裕子 全日本代表選手  
1974年度 全日本学生選手権複1位  
1975年度 全日本実業団複5位  
1976年度 全日本実業団混合複3位  
他、本県一流選手数名  
4.実技指導 4時~5時30分 一般高校各20名づつ  
中学、小学各20名づつ  
5.申込方法 申込用紙は教育委員会と高校と若松園にあります。  
6.その他 見学者、実技指導受講者とも寒くないよう、又上  
ばきも用意のこと。  
※またとない機会ですので多くの方が参加する様お願いします。

## 新築家屋の申請は早目に

新築家屋が大分目立っておりま  
すが、登記所に申請した人はその  
半分にも満たないようです。新築

した場合は、不動産登記法第九十  
三条に「建物を新築したときは、  
所有者は一カ月内に登記の申請を  
するよう」に定められてあります  
ので、登記未済の人は早目に申請  
して下さい。この外に、土地の地  
目や地積の変更、新たに土地が生

つつ眼を閉じて吾うとうとと居る  
芭蕉の名あり啄木の名も出るガイ  
ドの声にふと眼を開けて川をなが  
めぬ

北上川の水はゆたかに岸辺をひた  
し緑をうつし静かにうごく

あれこれとさまざまの物を買う人  
にまじりて風鈴をひとつ買って出  
るかな

芭蕉の句碑も大方の人には見向き  
もされず吾のみひとり見知りつ  
つぎる

大ぜいの人びとの中に居る一人な  
りそんな型の孤独はたのし

### “残 酷”

清水 朴子

日本列島に 雨は 降る

雨は 広がり 農夫の骨の髄まで

今日も 続き 雨は流れこむ

雨は 降る だらだらと

暗い絶望の意識が 霧のように

農夫の胸の中に流れていく

降り 降る 今宵

出稼をうながす 悲唱雨

“彼女”

彼女の頬と瞳は

いつも大理石のようにさえている

のだ

今朝会ってみると

頬には秋ばんだ 海が真青によど

んでいた

瞳は白い花を咲かせていたのだ

スカート丈は 脚線美を艶かしく

している

鼻がたえず

くすくす笑っている

じた場合や滅失した場合、建物の  
種類・構造・床面積の変更や滅失  
した場合も同様です。

なお申請の手続については法務  
局(登記所)の窓口か、最寄の土  
地家屋調査士に御相談下さい。

新潟地方方法務局松代出張所